

大和市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、大和市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）で定める主任技術者の専任に係る必要事項を定め、もって建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領において適用される工事の範囲は、法第26条並びに建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第27条に規定される請負代金の額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上の工事であつて、主任技術者が工事現場ごとに専任で配置される工事とする。

(専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事)

第3条 前条において定める工事において、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であり、かつ工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の範囲内にある工事とする。

- 2 兼務可能となる対象の工事は、令第27条第1項に規定される建設工事とする。
- 3 第1項の施工に当たり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合又は工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等を含むものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、工事主管課において工事の内容等から兼務が困難であると認めた場合は、この限りではない。

(工事現場の相互の間隔)

第4条 前条第1項において定める工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度とは、現場間の直線距離とする。

(同一の主任技術者が兼務できる工事の数)

第5条 専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が兼務できる工事の数は2件とする。ただし、令第27条第2項に規定される密接な関係のある2以上の建設工事を同一の場所で施工するものにあつてはこの限りでない。

(提出書類)

第6条 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、落札者となった時点で発注者に専任を必要とする主任技術者の兼務届出書を市長に提出するものとする。

2 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、既に主任技術者として配置されている建設工事の発注者に前項で定める書類の写しを提出するものとする。

(監理技術者への変更)

第7条 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認めることができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に一般競争入札の公告を行う工事について適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月6日から施行し、建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第366号）附則第1項第3号に定める日以後に一般競争入札の公告を行う工事について適用する。